

平成30年宇治田原町議会運営委員会

平成30年11月28日

午前10時開議

議事日程

日程第1 平成30年第4回(12月)定例会について

- ①署名議員について
- ②会期について
- ③諸報告について
- ④再開日について
- ⑤常任委員会の日程について
- ⑥予算特別委員会の日程について
- ⑦提出議案について
- ⑧選任同意に係る所信聴取について
- ⑨議事日程(第1号)について
- ⑩陳情について
- ⑪行政諸報告について
- ⑫その他

日程第2 その他

1. 出席委員

委員長	8番	松本健治	委員
副委員長	3番	今西久美子	委員
	1番	山内実貴子	委員
	6番	原田周一	委員
	9番	谷口重和	委員
	12番	谷口整	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長 山下康之君
総務部長 奥谷明君
企画財政課長 矢野里志君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 村山和弘君
庶務係長 太田智子君

開 会 午前10時00分

○委員長（松本健治） 皆さん、おはようございます。

議会人事がございまして後期のメンバーの初めての議会運営委員会、ただいまから開催したいというふうに思います。

初めての運営委員会でございますので、一言だけご挨拶を申し上げたいというふうに思います。

一応この議会運営委員会、全体の議会の運営にかかわることについて議論するわけですが、私としましては、できるだけこういう場でございますので、議論することは議論を深めまして、スムーズな議会運営をその中で図っていくということに心がけていきたいというふうに思っております。

初心で、私事で恐縮でございますが、極力こういう住民目線を忘れずに、その中で運営してまいりたいと思います。ぜひ皆さん方のご協力をよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。それでは座らせていただきます。

こうして初めて開会するわけでございますが、本当に皆様方にはご出席をいただき、ありがとうございます。

本日の委員会は、平成30年第4回定例会における議会運営につきまして、お手元に配付いたしております会議日程によりご協議をお願いいたします。

ここで、副町長からご挨拶をお願いしたいと思います。副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会開会をいただくに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいというふうに思います。

そういった中で、松本委員長のほうからございましたけれども、議会のほうの体制のほうお変わりになられたということで、初めての委員会ということでございまして、谷口議長さんのもと、いろんな方策等々について今後ともひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

そういった中で、今日の議会運営委員会の松本委員長、また今西副委員長には大変お世話になりますけれども、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

谷口整議長さんのほうからも先だつての議会の中で、冒頭でご挨拶をいただきましたけれども、町当局とは、常に緊張感を持って切磋琢磨し、チェック機能としての議会の権能をさらに今高めると、こういうようなこともおっしゃった中で、本町といたしましても、先だつて教育長の人事案件につきましても全会一致でご可決を賜りまして、新し

い教育長も誕生したわけでございますけれども、我々特別職もしっかりとその辺を手を結びながら、そして職員それぞれがしっかりと町政運営に当たっていただけるように今後とも取り組んでいきたいというように思っておるところでございますので、今後ともひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

そうした中で、12月議会、また大変いろんな角度でお世話になるわけでございますけれども、また後ほど提案説明させていただきますけれども、予算関係が5件、また条例関係3件、一般議案が2件と、それから人事案件が2件ということでお世話になりたいというふうに思っております。また、後ほど説明をさせていただきますので、よろしくお願ひをしておきたいというふうに思います。

そうした中、もうまた12月議会いろいろとお世話になるわけでございますけれども、日に日に寒さも厳しくなっているところでございますけれども、議員それぞれが健康にご留意を賜りまして、もう残すところ今年も一月余りというところでございますけれども、いろいろと今後ともご指導いただきますように、また健康にもご留意賜りますように心からお願ひを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきますというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○委員長（松本健治） ありがとうございます。

これより議事に入ります。

日程第1、平成30年第4回12月定例会についてを議題といたします。

署名議員でございます。事務局からお願ひをいたします。事務局。

○議会事務局長（村山和弘） 会議録署名議員の指名でございますけれども、今議会定例会につきましては、先日の臨時議会において議席の変更ございましたので、またもとに戻りまして、1番山内実貴子副議長、11番藤本英樹議員にお願ひしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（松本健治） ただいまございましたように、山内実貴子副議長、そして11番の藤本英樹議員、2名の方にお願ひをしたいと思います。

では、続きまして、会期についてでございます。

日程につきましては、各委員のほうに配付を既にしております。ご確認をいただきたいと思ひます。会期につきましては、12月5日から12月19日までの15日間といたします。

次に、諸報告でございます。

陳情書、京都社会保障推進協議会の件でございます。お手元に配付のとおりでございます。

陳情につきましては、後ほど取り扱いについて協議いただきたいと思います。

次に、再開日でございます。

10日月曜日午前10時、一般質問の1日目でございます。そして、11日火曜日午前10時、一般質問の2日目、予備日ということで設定をしております。次に、19日水曜日でございますが、午前10時、閉会の予定でございますが、10時から開催をいたします。

次に、常任委員会の日程でございます。12日水曜日午前10時、総務建設常任委員会でございます。13日木曜日午前10時、文教厚生常任委員会でございます。

次に、予算特別委員会の日程についてでございます。14日金曜日午前10時からでございます。

次に、提出議案についてでございます。

当局より議案説明をお願いいたしたいと思えます。副町長。座ってください、どうぞ。
○副町長（山下康之） それでは、ただいま委員長のほうからいただきましたように、提出議案についてということで、今回補正予算5件、条例関係3件、その他2件、人事案件2件、合計で12議案お世話になりたいというように思っております。

それでは、お手元のほうにお持ちいただいております議案につきまして、それぞれ概要について説明をさせていただきたいと思えます。予算書等々の後ろに資料のほうもつけさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

まず1つ目、議案第67号、平成30年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、補正予算につきましては、これについては特に人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動、今年4月に職員の人事異動も図っておりますので、そういった人事異動等に伴う職員の人件費の補正、これを基本とさせていただく中で、民間ブロック塀等の撤去費用を補助する経費、また田原小学校また宇治田原小学校のブロック塀の改修の事業費を今回補正でお願いをしていきたいというふうに思っております。補正額は5,006万2,000円の追加でございます、それぞれ61億7,842万6,000円となるものでございます。

一般会計補正予算の後ろに、まず1つ目に、概要としてつけさせていただいております。これは補正予算の概要でございますけれども、主に職員の人事院勧告、あるいはまた人事異動に伴う職員の人件費を今回補正をお願いしたいというところでございまして、

補正予算の人件費については、本年度人事院のほうから勧告をいただくことによりまして、民間と比べると0.02、若干引き上げるといような勧告をいただいたことによりまして、本町についても改正をさせていただくべく職員給はそういった中で。それと、0.2%というのは平均でございますけれども、それ以外の期末勤勉手当のほうの改正についても0.05月分の改正を、引き上げをしていきたいということで、特に人件費でございます。

それと、補正の予算書の主要事項調書の中で、特にブロック塀等の撤去工事支援事業ということで75万円の追加でございます。要するに地震に備えた建築物の安全対策を推進するために、民間のブロック塀の撤去の費用の一部を補助するというので、道路通行車等の安全確保を図るものでございます。

それと、主要事項調書の裏についておりますけれども、もう一つは、先ほど申しました小学校のブロック塀等の改修事業でございます。これについては、今現在の田原小学校の防護壁の改修工事、グラウンドの北側の改修工事の費用、これを改修をさせていただきたいと。

それと、宇治田原小学校のグラウンド内に設置しております投てき板、的当てのブロック積みのものでございますが、もう非常に長年の使用によりまして劣化していることから、この投てき板については撤去をすると、こういう形でお願いをしていきたいと、主にそういった内容が一般会計の補正予算でございます。

続きまして、議案第68号、平成30年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）につきましては、これも人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等による職員人件費の補正、それとあわせまして、保険給付費の医療費のほうが増額見込みになるということで今回補正をお願いするものでございまして、補正額は970万1,000円の追加ということで、それぞれ11億3,776万6,000円というものでございます。

これについても、後ろに概要のほうをつけさせていただいておりますので、またご高覧をいただきたいというふうに思います。

続きまして、議案第69号、平成30年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

これにつきましては、人事院勧告に基づく給与改定と、それと人事異動等に伴う職員人件費を補正するものでございます。補正額はマイナスの70万7,000円ということで、それぞれ8億1,406万3,000円となるものでございます。

これにつきましても、この補正予算の概要を次のところにつけさせていただいております。先ほど言いましたように、人件費等によります補正ということで、マイナスの70万7,000円ということでお願いをしていきたいというふうに思っております。

続きまして、議案第70号、平成30年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

これにつきましても、人事院勧告に基づく、また人事異動等に伴う職員人件費の補正と、それとあわせまして、浄化槽の建設事業費2件増えてまいりましたので、その分の補正をお願いしたいということで59万4,000円の追加でお願いしたいと。それぞれ6億9,618万3,000円とするものでございます。これにつきましても、次の概要のほうを作成させていただいておりますので、お願いしたいというふうに思います。今申し上げました浄化槽の建設事業費のほうで2件ございました分、40万円の追加でございます。

続きまして、議案第71号、平成30年度宇治田原町水道事業会計補正予算の第1号でございます。これについても、人事院勧告に基づく給与改定、また人事異動等によります職員人件費の補正と配水管の移設等の事業費を補正するものでございまして、収益的支出の議決予定額が2億8,851万4,000円の補正の予定額を1億65万6,000円、合計2億9,017万円。それから、資本的収入のほうで議決の予定額は9,394万2,000円。補正予定額は2,739万円と、合計が1億2,133万2,000円。それから、資本的支出のほうでは議決予定額を1億9,581万8,000円、補正予定額を2,198万6,000円、合計2億1,780万4,000円となるものでございます。

この水道事業会計の補正予算の第1号の後ろに概要のほうをつけさせていただいております。主に第4次拡張事業債ということで、下水道工事に伴う布設管の布設替えの水道の単独事業分の追加と、あわせまして布設工事委託負担金として公共下水道工事、岩山4の8、隠谷地域でございますが、係る負担金の追加。それと、先ほど申しました人件費の関係とあわせまして、資本的支出では配水管の移設等の事業費2,188万2,000円の追加で工事委託料等の追加ということでお願いするものでございます。

続きまして、議案第72号についてご説明申し上げたいというふうに思います。宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてでございます。

これも先ほど補正のお願いのところでも申し上げましたが、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が第197回臨時国会にて可決され、公布・施行された

ことに伴いまして、これに準じて所要の改正を行うものでございます。

改正内容については先ほど申し上げましたが、給料表については平均で0.2%を引き上げるといふことと、期末・勤勉手当の支給月数を現行の4.40月から4.45月に改正するものでございます。

この条例の後ろに概要のほうをつけさせていただいておりますけれども、こういった関係で今回人事院のほうから勧告されたことによりまして、人事委員会を持っていない本町といたしましては、人事院勧告に基づいて今日まで進めてまいっておりますので、そういった内容で改正のほうをお願いしたいというふうに思っております。

続きまして、議案第73号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてでございます。これについても、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が先ほどと同じように、第197回臨時国会にて可決され、公布・施行されたことに伴いまして、これに準じて所要の改正をお願いするものでございます。改正内容は、町長、副町長及び教育長の期末手当の変更の3.30月から3.35月に改正するものでございます。0.05月増ということをお願いするものでございます。これについても、この条例のお願いする議案書の後ろに概要のほうをつけさせていただいておりますので、またよろしくをお願いしたいというふうに思います。

続きまして、議案第74号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてでございます。

これも先ほどと同じく特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が第197回臨時国会にて可決されまして、公布・施行されたことに伴い、これに準じて所要の改正を行うものでございます。改正内容は、議員の期末手当を現行の3.30月から3.35月に改正するものでございます。0.05月分増ということをお願いするものでございます。これにつきましても、後ろに資料のほうをつけさせていただいておりますので、またよろしくをお願いしたいというふうに思います。

続きまして、議案第75号をお願いしていきたいというふうに思います。京都府市町村職員の退職手当組合理約の変更についてということでございます。

この変更の議案につきましては、これは京都府の市町村職員退職手当組合を組織する、本町もこの退手組合に加入させていただいているんですけども、その団体の中で、今まで相楽郡の西部の塵埃処理組合が木津川市精華町環境施設組合に名称を変更することにより、この退職手当組合の規約によりまして、地方自治法の第286条第1項の規定

によりまして協議を行うため、同法第290条の規定により関係地方公共団体の議会の議決を求めるものでございます。

今まで相楽郡西部塵埃処理組合という名称が、まず、木津川市精華町環境施設組合に名称を変更されたということと、それと、この中では一部、今までから処理されている組合の一部を変更されているということでございますけれども、中身の運用についてはそれぞれのところでご協議賜るわけですけれども、本町といたしましては、同じ組合員の中の名称が変わったということで、それに伴って、それぞれの市町村で議会の議決をいただくと、こういうことでお願いをするものでございます。

続きまして、議案第76号、宇治田原町営土地改良事業の平成30年災害復旧事業の実施についてということで、これにつきましては、平成30年7月の豪雨災害により被災した農地の復旧工事を町営土地改良事業として実施するために、土地改良法の第96条の4第1項において準用する同法の第87条5第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これのお願いする議案書の後ろに資料のほうをちょっとカラー刷りでつけさせていただいておりますけれども、1つは、奥山田の川上の地域の田んぼの土手の崩落、また、もう一つ目は、立川の向井山の茶畑のところの大きな崩落と、この2カ所でございます。

続きまして、議案第77号、宇治田原町公平委員会委員の選任についてご説明申し上げます。現公平委員会委員でございます浅田昭兵氏の任期が本年12月21日をもって満了となることから、同氏を再任いたしたく、引き続いてお願いいたしたく地方公務員法の第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第78号、宇治田原町公平委員会委員の選任についてということで、これにつきましては、今まで公平委員会委員でお世話になっていました奥村博巳氏が辞職されたということに伴いまして、この奥村氏の任期が平成32年12月21日までの在任期間があったわけでございますけれども、その期間を後任者として植村良信氏を新たに選任いたしたく地公法の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

植村良信氏におかれましては、今現在、高尾区にお住まいをいただいているわけでございますけれども、地元の学校卒業後、日本電信電話公社のほうにお勤めになられて、定年までこられたということでございまして、後ろに経歴を入れておりますけれども、NTTのコムウェアのほうに行かれまして、いろんなところへの電話機の交換機とか、いろんな部分で非常に技術的な部分も生かされ、今日までこられたわけですが、そういった中で、そうした働く労働者の気持ちがわかっているような人物、また

今現在、高尾区の副区長さんもされていて、非常に人格的にもふさわしい方というように判断したため今回お願いしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上が今議会にお願いする議案でございます、それぞれご審査、また等々いただく中で、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます、議案の概要説明にかえさせていただきますというように思います。お世話になりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（松本健治） ありがとうございます。

ただいま提出議案について12議案、副町長よりご説明が終わりました。委員の皆さん方から質疑を受けたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） では、以上で提出議案について終わりたいと思います。

次に、選任同意に係る所信の聴取についてでございます。

申し合わせ事項であります選任同意に係る人事案件の所信についての聴取の有無については、議会運営委員会において協議・決定することとなっており、状況に応じてということでございますが、今回の案件についてどのようにするのかをお諮りいたしたいと思っております。いかがでしょうか。

（「招致の必要はないんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） 原田委員。

○委員（原田周一） 今回は内容が公平委員さんということなんで、招致の必要はないんじゃないかというふうに思いますけれども。

○委員長（松本健治） 原田委員のほうから今招致の必要ないというご発言ございました。

他にございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それでは、今ご発言ございました。こういう基本的な申し合わせ事項ではございますが、状況を確認しながら対応するというところでございまして、今回の案件については招致しないということで決定したいというふうに思います。

所信聴取の件について終わりたいというふうに思いますし、次は、議事日程第1号についてでございます。事務局から説明をお願いしたいと思います。局長、お願いします。

○議会事務局長（村山和弘） それでは、お手元に配付をさせていただいております平成30年第4回宇治田原町議会定例会議事日程（第1号）について説明をさせていただきます

ます。

平成30年12月5日午前10時が開議でございます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名につきましては、先ほどご説明をさせていただきましたように1番、山内副議長、11番、藤本議員にお願いをさせていただく予定としております。

続きまして、日程第2の会期の決定でございますけれども、これも先ほど委員長のほうからご確認をいただきました12月5日から19日までの15日間とさせていただきたいというふうに思っております。

次に、日程第3、諸報告でございますが、お手元のほうにお配りをしております陳情1件がございます。こちらにつきましては、後ほど取り扱いについてのご協議をいただければというふうに思っております。この日程第3の諸報告の後、町長のほうから開会のご挨拶が入る予定となっておりますので、よろしくお願いたします。

次に、日程第4から日程第15までの提出議案になるわけでございますけれども、日程第4、日程第5、第77号と第78号の公平委員会委員の選任につきましては、一括提案を予定しております。今、先ほどお諮りいただきましたように招致しないということになりましたので、開会日議事日程が終了した後、この場所で全員協議会を開催いただきまして、ご協議のほうをいただきたいというふうに考えております。なお、質疑、討論、採決につきましては、最終日に予定をしております。

次に、日程第6から日程第15までの一般議案2件と補正予算5件、また予算を伴います条例改正3件、10議案全てにつきまして一括提案を予定させていただいております。この10議案につきましては、お手元、次に付託議案一覧表をお配りさせていただいておりますけれども、第75号と第76号の2議案につきましては総務建設常任委員会へ、そして議案第67号から第71号までの一般会計ほか特別会計の補正予算関係5件、そして補正予算に関連をいたします議案第72号から第74号の給与条例等の改正につきましては予算特別委員会に付託を予定しております。いずれの議案につきましても付託前質疑後、それぞれの委員会へ付託をさせていただきたく考えているところでございます。

議事日程第1号の説明につきましては以上でございます。

○委員長（松本健治） 説明が終わりましたので、委員から質疑を受けたいと思います。いかがでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それでは、なしということで、議事日程第1号について終わりたいと思います。

次に、陳情についてでございます。お手元に配付いたしておりますが、陳情1件の受け付けをしております。

陳情書の概略でございますが、高齢者が安心して暮らせる介護保障の実現に向けての陳情でございます。

1つに、たび重なる介護保険制度の改正によって住民の中に不安と困惑が広がっていることから、全ての高齢者が安心して暮らせるために、1つとして、保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。そして、2つ目としては、新しい介護予防・日常生活支援総合事業については、介護保険を適用するよう見直すこと。当面は、国の責任で必要な財政措置を含めた適切な支援を行うこと。3つとして、サービスの利用制限や回数の自粛につながり、ヘルパー労働者の高い専門性を否定する訪問介護の生活援助の回数制限を撤回すること、以上と記載された陳情書を受け付けしております。

どのように対応すればよいのかご検討をお願いしたいと思います。

では、今西副委員長、どうぞ。

○副委員長（今西久美子） すみません。高齢化が全国的に進む中で、宇治田原町も例外ではございません。当初、介護保険制度が発足した当時に比べて保険料というのは、本場に倍以上になってきているのではないかと思うわけです。

そんな中で、サービスがどんどん切り捨てられていると。特に軽度者については保険外しが行われていると。今後もそういう傾向にございます。非常に切実な問題となっているかと思うんですが、ぜひとも宇治田原町としても意見書を提出していけばどうかと考えております。

以上です。

○委員長（松本健治） ただいま今西副委員長から意見書を提出していけばというお話がございました。

ちなみにこの陳情書につきましては、8月28日に受け付けをいたしております。本議会のルール上、開会日2週間前に提出したというものについては当該定例会に諮ることとしております。しかし、今定例会までずれ込んでおります。既に久御山、そして笠置町、和束町、それから精華町、京丹波町、伊根町、与謝野町、この町村については議場配付されたと聞いております。それぞれ事情はあったんだろうという理解をしております。

ます。この自治体の中で、こういう取りまとめがどうかということもあったんだろうと思いますけれども、現状はこういう形になっております。他の町村の状況というのは、そういう状況でございます。以外の方からももう少し議論をしていただきたいというふうに思います。どうでしょうか。

谷口委員。

○委員（谷口重和） 私はもう議場配付でええと思います。

○委員長（松本健治） どうでしょうか。原田委員。

○委員（原田周一） これ、裏のページに意見書（案）ということがついているんですけども、確かに先ほど今西副委員長言われたように、今後も含めて高齢者全般にかかわることなんですけれども、ただ、陳情項目から3件、ここに列記されていますけれども、従来から言われていることなんで、あえて例えば委員会で検討するとか何とかというよりも先ほど言われたように議場配付でいいんじゃないかというふうに思います。

○委員長（松本健治） 他の方でいかがでしょうか。

山内委員。

○委員（山内実貴子） 大変なことだとは思いますが、特段今ということではなく、いつも考えていかなければいけないことだとは思いますが、今回議場配付でというふうに思います。

○委員長（松本健治） それぞれご意見を頂戴いたしました。他は他で参考ということでご紹介をさせていただきましたけれども、こういうことで、従来の状況も含めて議場配付ということにしてはというご意見が多数でございます。内容の重要性というのは理解するものの、我々としては、そういう判断をさせていただくことにしたいと思えます。

5日に議場配付ということにしたいと思えます。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それでは、異議なしということでございます。それでは、5日に議場配付といたします。

次に、行政諸報告につきましてでございます。

全員協議会での報告内容について入りたいと思えます。

奥谷総務部長。

○総務部長（奥谷 明） 失礼いたします。

私どものほうから全員協議会での報告内容につきましてお願いを申し上げたい点がご

ざいます。

まず、12月5日の開会日につきましては、私どもといたしましては、予定はしておられないんですけれども、19日の最終日におきまして、まず2件ございます。

まず、1つが1,000万円以上の建設工事等の請負契約の状況につきましてご報告を申し上げたいのと、もう一点が財政シミュレーションにつきましてご説明を申し上げたいと考えてございます。この財政シミュレーションにつきましては、昨年度もこの時期にご説明申し上げたかと存じますが、その後、平成29年度の決算、また平成30年度の予算等を踏まえまして、一定時点修正を加えましたものをご報告、ご説明申し上げたいと考えているところでございまして、19日最終日にこの2件につきましてご説明を申し上げたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（松本健治） ただいまの報告では、5日はなしと、19日について2件の報告をするということでございます。

ただいまの行政諸報告につきまして、開会日の5日の全協ではございません。改めて申し上げておきます。最終日につきましては、19日の全協では2点ということで報告を願うこととしたいと思っております。

どうぞ、今西委員。

○副委員長（今西久美子） 特に財政シミュレーションについては、資料の事前配付をお願いしたいかと思うんですが、可能でしょうか。

○委員長（松本健治） はい、矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） できるだけ早く事前配付できるように努力をさせていただきますというふうに思います。

○委員長（松本健治） よろしいですか。はい。

ただいまの行政諸報告につきまして終わりました。

次に、その他の一般質問についてでございます。

一般質問の受け付けは、明日29日午前8時半から30日金曜日午後5時というふうになっております。抽選につきましては、30日金曜日午前9時に行いたいと思っております。

次に、小中一貫教育に関する特別委員会の設置についてでございます。

先といたしますか、前期メンバーの議会運営委員会で協議されました小中一貫教育に関する特別委員会の設置についてでございます。

今12月定例会において設置していく方向で決定されておりますが、再度確認をして

おきたいというふうに思います。

ここで、特別委員会についての説明を、要するに特別委員会を設置するということについての説明を事務局からお願いしたいというふうに思います。

村山局長。

○議会事務局長（村山和弘） 特別委員会とはということで、地方議会運営事典に掲げておられます内容をちょっと紹介したいというふうに思います。

特別委員会とは、特定の事件を審査するために設置された委員会のことをいうというふうに、まず前提がございまして、設置されるのは、2個以上の常任委員会の所管にまたがるもの。もう一点、事件が重要であって、1個の常任委員会の負担を超えるものというふうに示されております。

今回設置というふうに言われております小中一貫教育に関する特別委員会につきましては、本来、小中一貫教育でございますので、教育委員会の所管する事項ということで文教厚生常任委員会の所管となりますが、しかし、後者に申しあげました事件が重要であって、1個の常任委員会の負担を超えるものとして設置されるものというふうに私のほうは理解はしております。ちょっと言い方悪いかもしれませんが、文教厚生常任委員会の委員からすれば、自分たちの所管する事項は自分たちに任せてくれと、構わんといってくれと言われる場合もちろんございますし、文厚で審査する案件が少なくなるやんか、減るやんかというふうな意見が出てきても不思議ではないというふうにも考えております。

今特別委員会として新庁舎と新名神、設置がされておりますけれども、基本的に行政側からの報告案件としては上がってこずに、所管事業執行状況として、何月にこういうふうな形で進めていきますよというふうなことは取り上げられておりますけれども、例えばプロジェクト推進課から所管事項報告として、それを具体的に総建で議論するというふうなことやなしに、特別委員会のほうで議論していただくと、協議していただくというふうな形で進められておりますので、そういった特別委員会とは、こういうものやということを一定ご理解いただいた上で、今回の場合は設置をしていただきたいなというふうに考えております。

説明については以上でございます。

○委員長（松本健治） 以上、説明は終わりました。

今特別委員会の内容について考え方を局長から説明あったわけでございますが、設置していく方向でということと前期の最後の議会運営委員会で議論をして方向を決めてお

ります。

しかし、皆さん方は新しいメンバーでございますので、設置していく方向でいいかどうかという確認をしたいというふうに思っています。

はい、原田委員。

○委員（原田周一） 今回改選がありまして、私が文厚の委員長ということで、この問題については、もうずっと委員会で議論してきたところでもありますけれども、この小中一貫教育については、やはり全議員の関心事でもあるし、全住民の関心事でもある問題やと思うんです。だから、先ほど事務局の局長のほうから説明あったように、2常任委員会にまたがる事件やと、案件やというより負担を超えるというんですか、負担を超えるものということで私も考えまして、先日、文教厚生副委員長ともご相談させていただいて、特別委員会の設置のほうでやっていくほうがよかろうということで一応意見調整はできていますんで、できたらそういった方向で、ここで検討願えたらというふうに思っています。

○委員長（松本健治） 他にございますでしょうか。いいですか。

山内委員。

○委員（山内実喜子） 今、原田文教厚生常任委員会委員長がおっしゃられましたが、本来、小中一貫がずっと文教厚生常任委員会のほうで話をしてきたことではあります。このまま委員会でというふうな意見を持っていたのですが、やっぱり住民の方もすごく関心事が高いということもありますし、重要案件として皆で話し合うということも必要なのかなと思うので、そういうふうにもっていてもいいんじゃないかとは思っています。

○委員長（松本健治） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） 実は、この件も私自身は総建におりましたので、委員会に所属しておりましたので、お聞きする場合は、当然、議会の傍聴とかでございましたけれども、やはりこの段階によいよ来ましたので、今までの経過は経過として、全体の議員の皆さん方と一緒に協議をしていく、そういうもうテーマであろうというふうに判断を私自身はさせていただいておりました。

したがって、ちょうどこの機に特別委員会を設置して、そちらで議論をさせていただくと、そういう経過ございましたので、ぜひそういう形で対応していきたいなというふうに思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それでは、設置していく方向でまいりたいと思います。よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それでは続きまして、この件につきましては、議会運営委員会委員長名で提出することideきたいと思いますが、よろしいですね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） はい。また、全議員に特別委員会の設置、決議案について説明する資料の必要があると考えますので、12月5日の議員協議会において説明を行い、最終日に提出するというにしたいと思います。よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それでは、ちょっとここでその内容の案を、配付する案を先に配っておきたいというふうに思います。傍聴席にはちょっと準備しておりませんので、一応ちょっと読ませていただきます。

決議第2号ということで、12月19日付で提出をしたいと思います。

宇治田原町議会議長谷口整様。

提出者につきましては、申しあげましたように、議会運営委員会の委員長の松本健治。

タイトルでございますが、小中一貫教育に関する特別委員会設置についての決議（案）でございます。

上記の議案を別紙のとおり、宇治田原町議会会議規則第14条第2項の規定により提出をしますということで、裏面でございますが、タイトルは同じでございます。小中一貫教育に関する特別委員会設置についての決議（案）でございます。

本町議会に下記のとおり特別委員会を設置するものとする。

記1は名称、小中一貫教育に関する特別委員会。

2は目的、小中一貫教育の推進に伴う手段、方法についての調査研究ということでございます。委員定数は12人。

4、調査期限は、調査が終了するまでということでございます。

5、事由につきましては、小中一貫教育の推進に伴う手段、方法についての調査研究を行うためと、こういう内容でございます。それぞれ皆さん方ご一読いただいでですね。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それでは、委員長名で決議案を提出するというにと、それから、

議員協議会において全議員に説明し、最終日に提出することとしたいと思います。

また、今後の日程でございますが、12月18日火曜日午前10時から議会運営委員会を開催したいと思います。よろしく願いをいたします。

そして、最終日12月19日の全員協議会。そして、終了後には広報の編集委員会が予定されております。そのことをご報告しておきたいと思っております。

その他、12月定例会について何かございませんか。

それでは、奥谷総務部長。

○総務部長（奥谷 明） 失礼いたします。

恐れ入りますが、12月定例会におけます追加提出議案につきましてお願いをさせていただきたいと存じます。

3議案につきまして追加上程させていただきたいと考えていますが、いずれも5,000万以上の契約案件でございます。

まず、1つが社会資本整備総合交付金事業、南北線道路工事（その2）請負契約の締結についてということがまず1点。

本件につきましては、昨日11月27日に入札を執行させていただきまして、落札できたものでございまして、12月3日に仮契約の予定とさせていただいております。

それと、もう2つでございますけれども、その1つが宇治田原町新庁舎建設工事請負契約の締結について、もう一つが宇治田原中央公園調整池整備工事請負契約の締結についてということで、この2件につきましては、11月30日に入札予定をいたしてございまして、落札できれば12月5日に仮契約という予定でございます。

したがいまして、今申し上げました3件全て仮契約まで整いますれば、12月定例会におきまして追加提出させていただきたいと考えておるものでございますので、よろしく願いを申し上げます。

以上です。

○委員長（松本健治） ただいま説明のありました追加提出議案3件につきましては、12月11日の再開日、一般質問の2日目、一般質問終了後に追加を考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

また、それに伴います議会運営委員会を開催する必要があります。12月10日午前9時から、要するに一般質問の前でございますが、9時からお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

この件についてはよろしいでしょうか。

(「ちょっと」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) はい、今西副委員長。

○副委員長(今西久美子) よろしいですか。

○委員長(松本健治) はい。

○副委員長(今西久美子) 今の追加議案ですけれども、取り扱いはどのように。総務建設常任委員会に付託ということになるのでしょうか。

○委員長(松本健治) 局長。

○議会事務局長(村山和弘) 今度12月10日月曜日9時からの議会運営委員会で、もちろん付託議案一覧というのをつくらせていただいて、お諮りをさせていただく予定はしておりますけれども、基本的には総務建設常任委員会に付託ということになりますので、11日に提案されますと、12日に予定しております総務建設常任委員会に付託。今2件付託予定していますね、先ほどご説明申し上げました退手組合と災害の関係、それにこの3つが追加されて、5件が総務建設常任委員会に付託されるというふうな予定でございます。

○委員長(松本健治) 今のご質問につきましては、申し上げましたように総務建設常任委員会のほうに付託するということで、今既に決まっている分とあわせてさせていただくということでございます。よろしいですか。他にございませんか。

それでは、谷口議長。

○議長(谷口 整) 先ほど山下副町長のほうからも新しいこの体制の中で、また緊張感を持ってという話がありましたように、私も申し上げましたように、町の当局とは常に緊張感を持って切磋琢磨しながら議会としてのチェック機能を高めていきたいということをお願いしたように、私のほうからもよろしくお願ひしたいということをお願いしておきたいと思ひます。

それで、ちょっと3点ほど議員の皆さんにお願ひと報告をさせていただきたいと思ひます。

まず1点目なんですけれども、臨時議会で私が議長を交代させてもらって以降、各議員への呼称、呼び方について、従前、「君」づけで本会議呼ばれていましたけれども、「議員」という呼称で呼ぶように変えさせていただきました。これはもう会議規則等で何らその呼称は、君で呼ぶとか、議員で呼ぶとかの定めもありませんので、ただ、議運のほうに一応お断りしておきたかったんですが、当日はその議運を開いていただくい

ともありませんでしたので、当時の議運の委員長さんには一応お断りはさせてもらいまして、改めて、今日、この議運の場で今後も君づけを改めて、何とか議員ということで呼んでいきたいというふうに思っております。これは、もう20年以上前に衆議院で土井たか子さんが議長になられたときに、当時女性議長ということで「君」を改めて「さん」づけで呼ばれ、その流れの中で、もう全国的に各自治体なんかほとんどが女性の議員の場合ですと「さん」づけで呼ばれているケースもありますし、大概何とか議員ということで呼ばれています。君づけは、もうほぼあまりない状況ですんで、今後そういうふうにしていきたいということでご報告をさせていただきます。

それと2点目には、私、総務建設常任委員会のほうは委員として出ております。文教厚生常任委員会のほうはオブザーバーで出させていただきます。それで、その席の設定の仕方なんですけれども、文厚はオブザーバーで議長という立場で出ますんで、議長という席をつくっていただいたら従前どおりいいかなと思いますが、総務建設常任委員会は委員として出ますんで、議長じゃなく委員ですんで、委員の席で座らせていただきたいというふうに思っております。

3点目、広報委員会なんですけれども、従前、議長がオブザーバーで出ておられたんですけれども、今回副議長といろいろ役割の分担等を協議させていただく中で、広報委員会については、議長のかわりに副議長が出ていただくということでお願いをし、確認もさせていただきましたんで、その件についても報告をさせていただきたいと思います。ただ、広報編集委員会の設置規則等でその定めがあると思いますんで、ちょっとそのところを、局長、読んでいただけますか。

○委員長（松本健治） 局長、はい、どうぞ。

○議会事務局長（村山和弘） 広報の関係の条例の第5条第2項に議長は委員会に出席し、発言することができるというふうに規定はされております。「議長は」というふうに規定されておりますので、うちの議会の申し合わせ事項等で「議長または副議長が出席し」というふうに申し合わせておく必要はあるかと思っておりますけれども、そういった対応は可能かというふうに考えております。

○委員長（松本健治） 谷口議長。

○議長（谷口 整） 今局長のほうからも条例でできるという、出席することができるという定めがあるということを報告していただきましたので、これからは、そこを申し合わせの中で変更していただいて、「議長もしくは副議長」というふうに読みかえさせていただきますと思うんですけれども、そこはまた議運の中でお諮りをしていただきたいと

思います。

広報委員会は、最終的に広報委員長が責任を持ってつくっていただくということになっているようではございますけれども、やはりこれも議会として出す分ですんで、議長もしくは副議長なりが編集にかかわるといことは当然必要やと思いますし、編集委員会には出なかつても、委員長と協議しながら最終的には当然目も通させてもらいますんで、ちょっとそのあたりをそういうふうにさせていただきたいという、これ3点目はお願いです。そのあたり、議運の委員長さんよろしくお願ひいたします。

○委員長（松本健治） 今議長から1つは、本会議において、ちょっと私自身も違和感がありました、その内容でございます。「君」という呼び方から「議員」という形にしたということでございます。

次に、委員会における議長席につきましても、委員である立場で出席をされるということですので、それは議長からご提案いただきましたので、そういう内容でいいんじゃないかなというふうに思っております。

広報編集委員会につきましても、議長、副議長とご一緒に、いろいろ対応いただく、ご検討いただくという内容でございますので、あくまでも発行というのは議会ということとは、すなわち載っていないなくても議長が一番責任を持つということでございますので、そういう申し合わせの内容にするということでもいいかなというふうに思います。

その3点につきまして、よろしいですね。

（「よろしい」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） 今議長からご提案いただきました内容については、そのように対応したいというふうに思っております。

定例会については以上でございます。これで終了したいと思いますのですが、その他、何か以外にございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） はい。

ちょっと1点だけ、議会活性化の取り組みにつきまして、これも前議会運営委員会最終のときに出た内容でございますけれども、1つは、追跡調査についてでございます。

去年の6月議会からこういう取り組みをやっております。議会ごとに状況がだんだん変わってきたというようなことでございます。基本に立ち返って、ぜひこういう制度については、もう少しその対応を基本に基づいてやっていけないかなという話でございましたので、この辺について、取り組みについて検討したいということでございます。

もう一点は、住民と議会の懇談会でございます。

今年30年2月12日に第1回目の懇談会、新しくこういうワールドカフェ方式による懇談会を行いました。間もなくこういう準備をするという意味で、そのときにも、一応継続して開催しようというお話をいただいておりますけれども、来年2月についても同様の方式を用いまして、対象、テーマ、こういう内容については、もちろん検討の余地がありますので、やっていきたいということでございます。後ほどまたこの内容についての検討をしたいと思いますが、以上の内容でございます。

これをもちまして第4回定例会の議会運営委員会を閉会といたします。ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉 会 午前11時09分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長 松 本 健 治